

地域脱炭素化促進事業に関する説明会



令和8年1月

那須塩原市カーボンニュートラル課

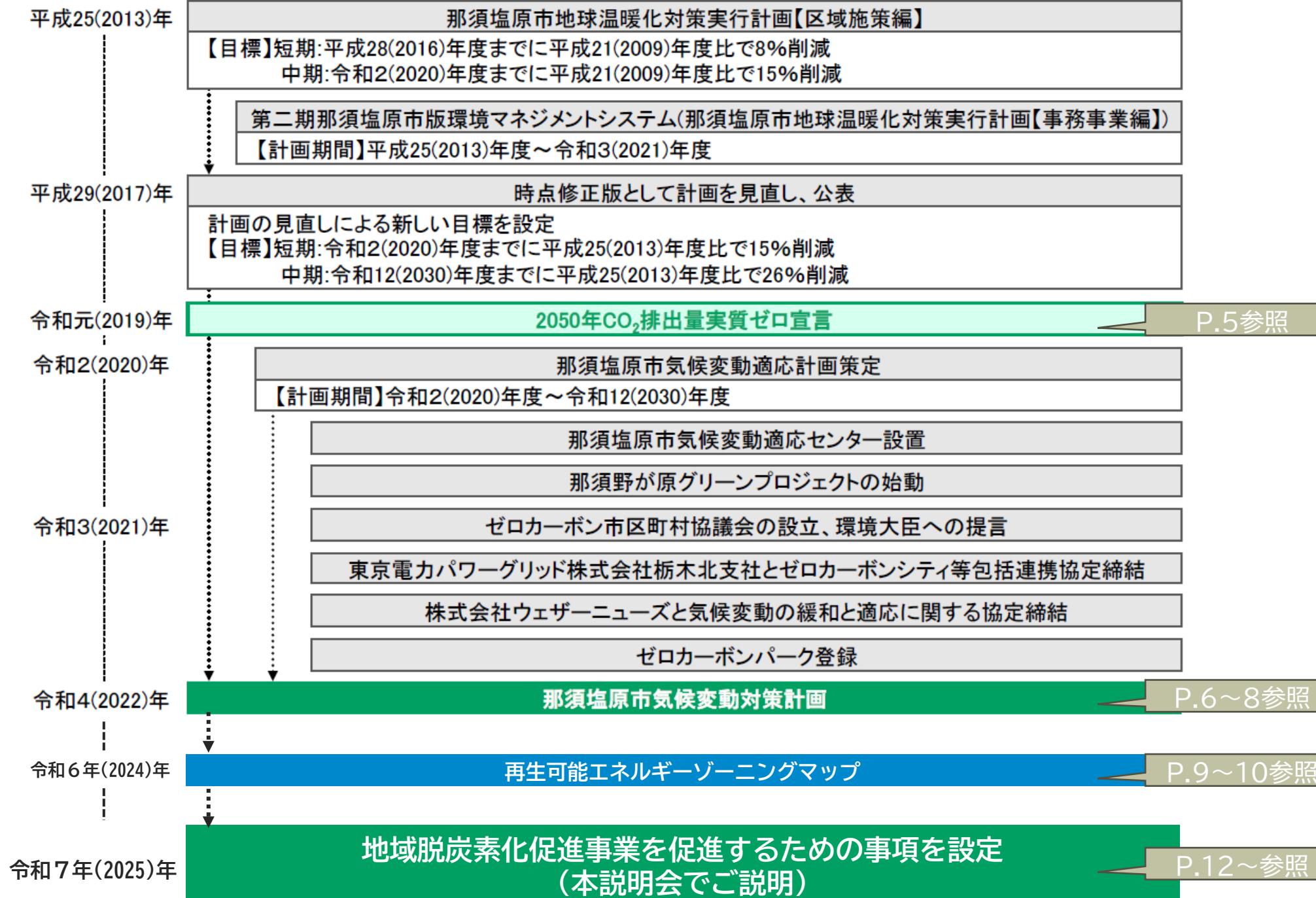


アジア航測株式会社

本日の流れ

1. 背景
2. 地域脱炭素化促進事業の概要
3. 那須塩原市における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項
4. 地域脱炭素化促進事業における優遇措置や活用できる補助金等
5. 質疑応答
6. 個別相談に関するご案内

1. 背景



2050年CO2排出量実質ゼロ宣言

- 本市では、2050年までにCO2排出量実質ゼロを目指すことを宣言しています。



那須塩原市気候変動対策計画の策定

- 温室効果ガス排出量削減のための「緩和策」と、身近で起こりうる気候変動影響へ対応する「適応策」を一体的に推進し、気候変動対策に取り組むために、「那須塩原市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」と「那須塩原市気候変動適応計画」を改定及び統合し、「那須塩原市気候変動対策計画」を策定しました。



那須塩原市気候変動対策計画の策定

- 本計画において、中間目標として2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2013年度比）、長期目標として2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを掲げています。

Copyright © Nasushiobara City. All rights reserved.

3 脱炭素社会実現を目指す緩和策

3-1 温室効果ガス排出量の削減目標

中間目標 (2030年度)	平成25(2013)年度比で 50% 削減
長期目標 (2050年)	温室効果ガス排出量実質ゼロ

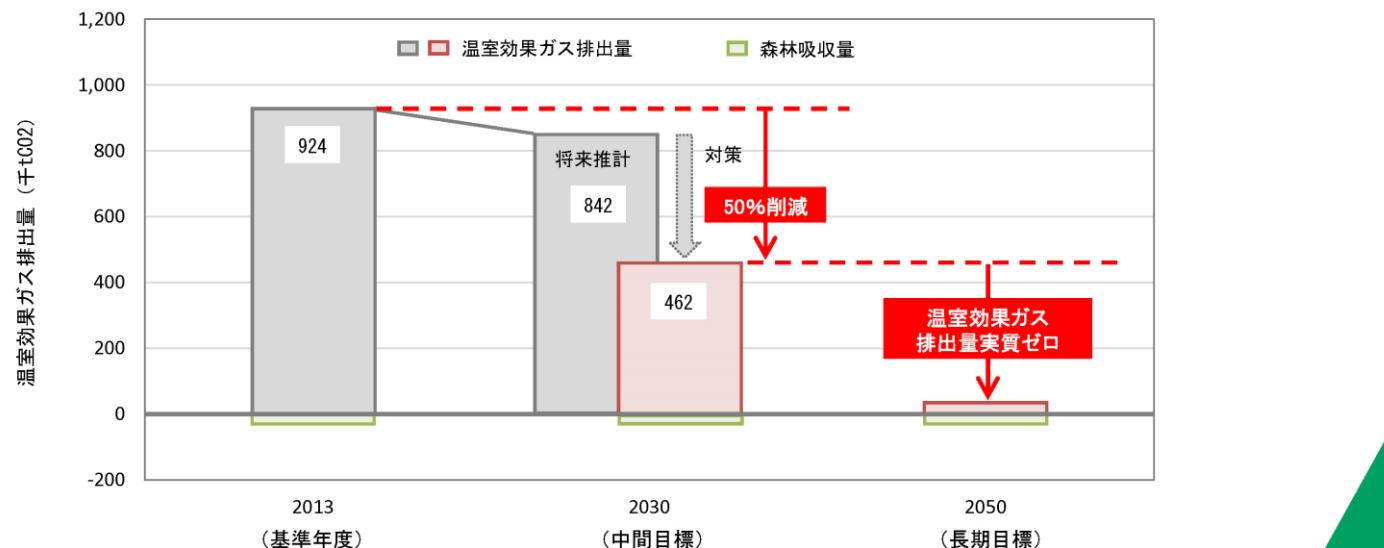


図3-1 本市の温室効果ガス排出量の削減イメージ

那須塩原市気候変動対策計画の策定

- また、2030年度までの再生可能エネルギーの追加導入目標を以下のとおり設定しています。

Copyright © Nasushiobara City. All rights reserved.

3 脱炭素社会実現を目指す緩和策

3-3 部門別の削減量の目標

- 温室効果ガス排出量の削減目標の達成に必要な再生可能エネルギーの導入目標

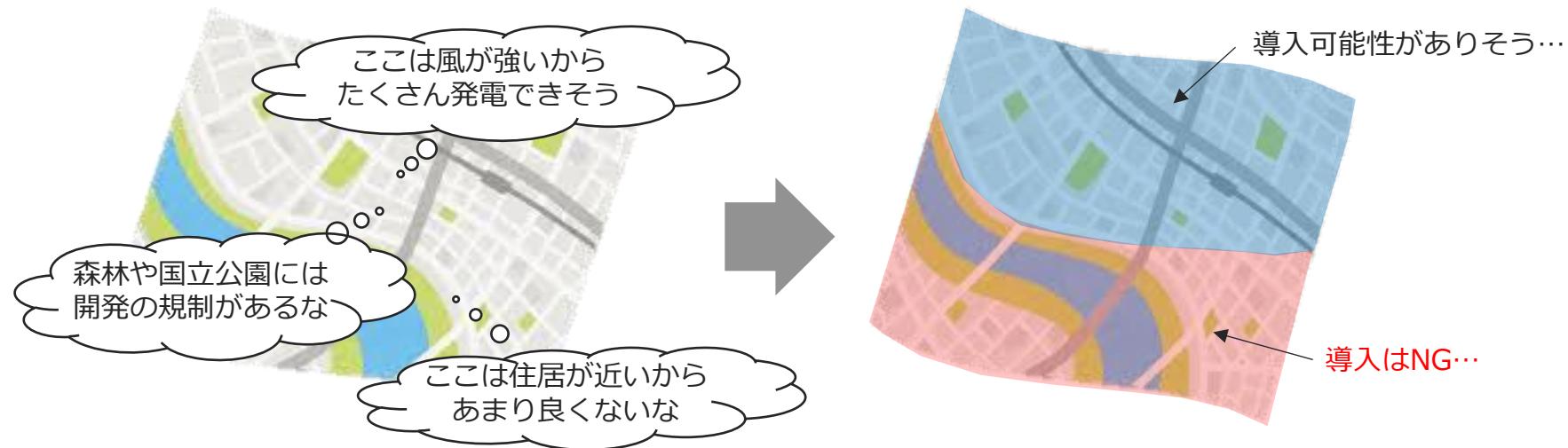
表3-2 本市の再生可能エネルギーの導入目標

再生可能エネルギーの種類	現時点の導入容量 【令和2(2020)年度】	令和12(2030)年度 までの追加導入容量	令和32(2050)年に向けて 最大限活用を目指す 導入ポтенシャル
再エネ電気	太陽光	208 千kW	57 千kW
	中小水力	1.4 千kW	0.28 千kW
	バイオマス	1.2 千kW	(導入を検討)
	地熱	-	3.9 千kW
	陸上風力	-	15 千kW
再エネ熱	温泉熱	-	137 千kW
	バイオマス	-	50 千GJ
	地中熱	-	(導入を検討)

再生可能エネルギーゾーニングマップの公開

- 再生可能エネルギーの無秩序な開発を抑制し、適切な導入を誘導することを目的として、ゾーニングマップを作成しました。
- ゾーニングマップでは、主に再生可能エネルギーの導入可能性があるエリアや環境保全を優先すべきエリアを区分して示しています。

<ゾーニングによるエリア区分のイメージ>



注意！！

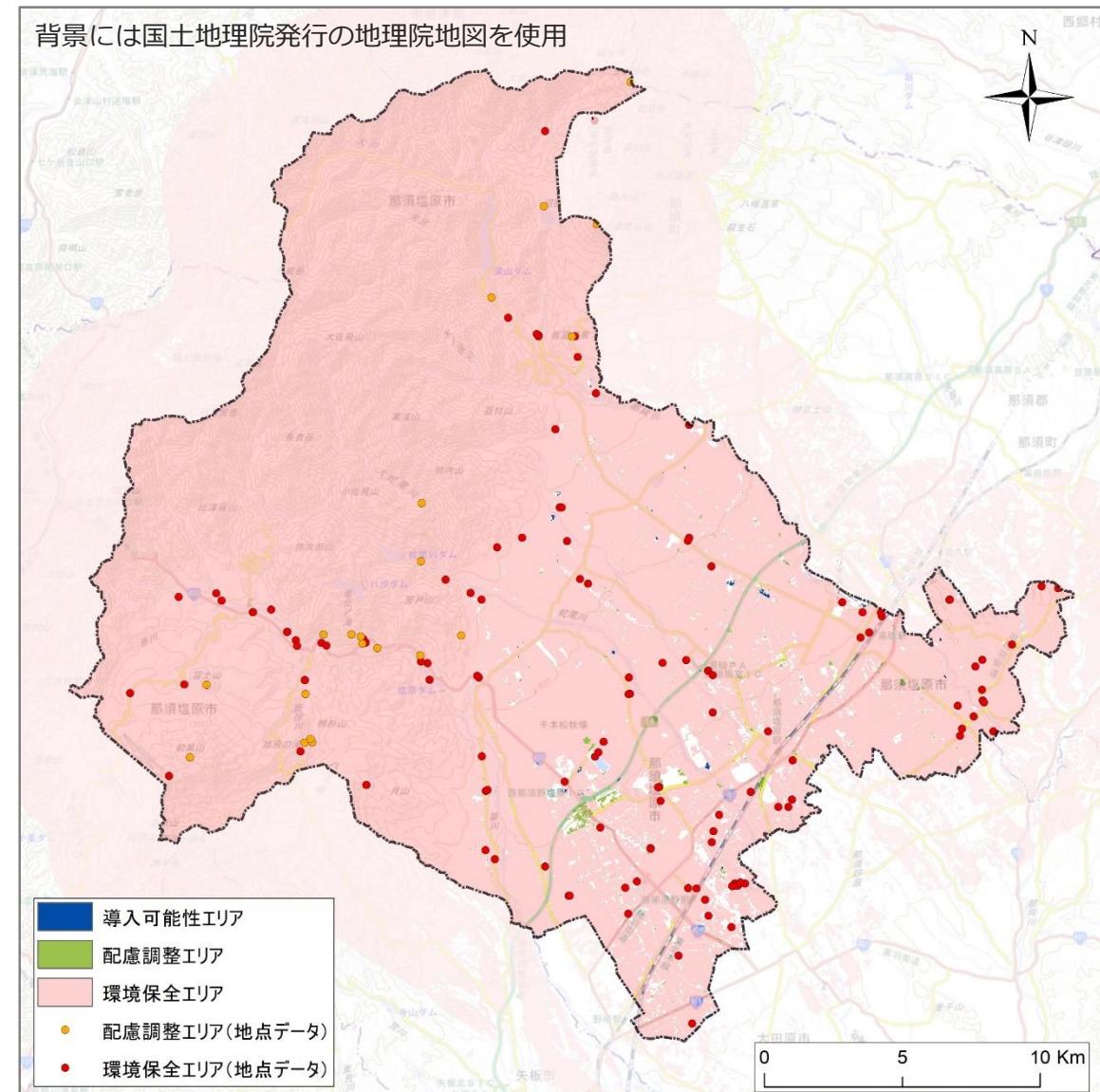
導入可能性があるエリアであってもすぐに事業ができるわけではありません。事業を実施する際には、**関連法令等に則った手続き**（例、環境影響評価法等に則った影響予測、保全対策等の検討など）が必要になります。

再生可能エネルギーゾーニングマップの公開

参考)地上設置型太陽光発電の
ゾーニングマップ

<各エリア面積及び導入ポテンシャルの試算>

エリア	面積ha (割合) ^{※2}	導入ポтенシャル ^{※3}		
		設備 容量 (MW)	発電 電力量 (MWh/年)	CO2 削減量 (t/年)
導入可能性 エリア	25 (0.0%)	27.6	36,508	16,684
配慮調整 エリア	122 (0.2%)	135.5	179,233	81,910
環境保全 エリア	56,948 (96.1%)	—	—	—
合計	163.1	215,742	98,594	

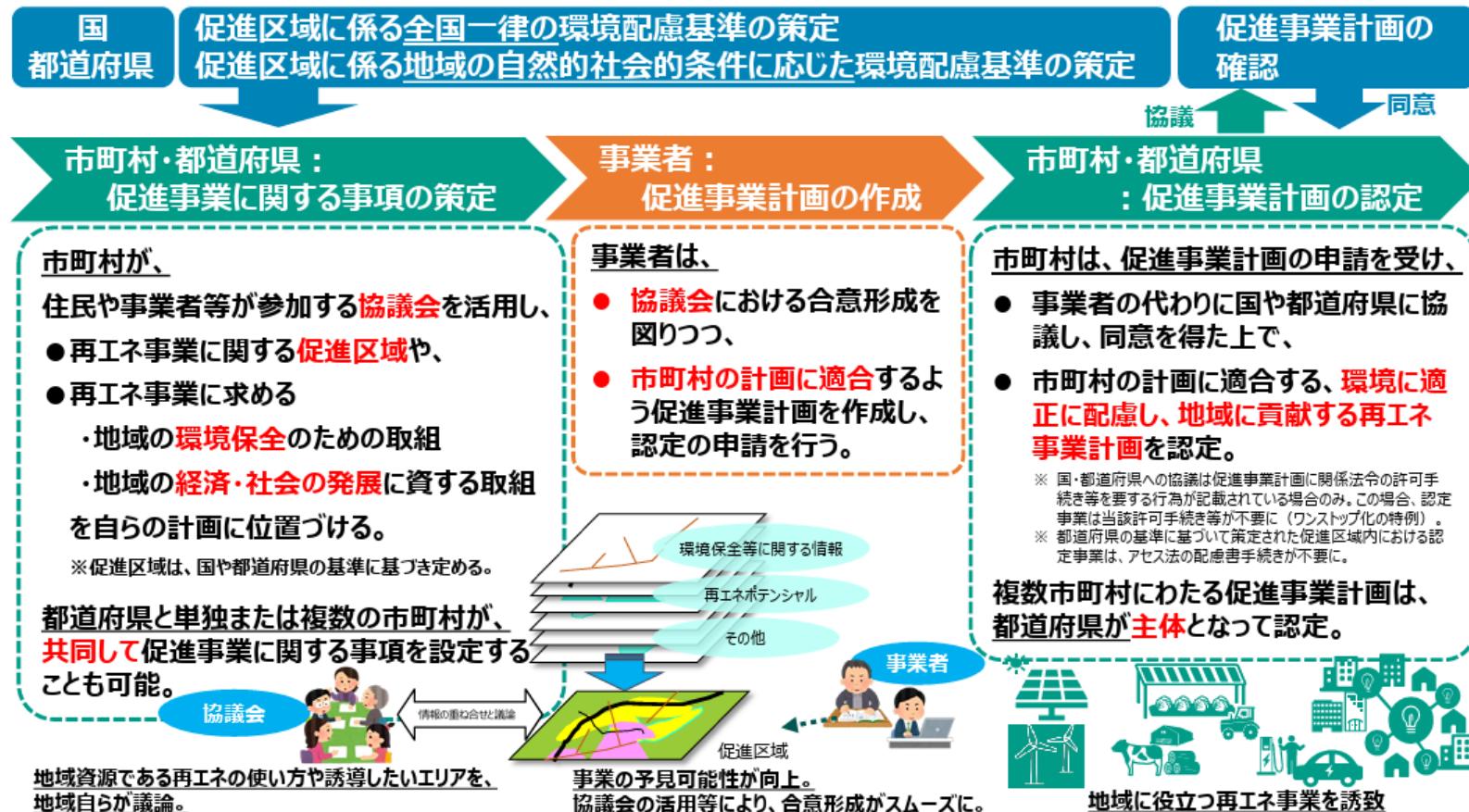


※ 1 マップ中で色塗りがない範囲（白地）は、土地利用上設置不可能な範囲や再エネポテンシャルがない範囲を示す。環境保全エリア内の配慮調整エリア（地点データ）については環境保全エリアを優先する。

2. 地域脱炭素化促進事業の概要

地域脱炭素化促進事業とは

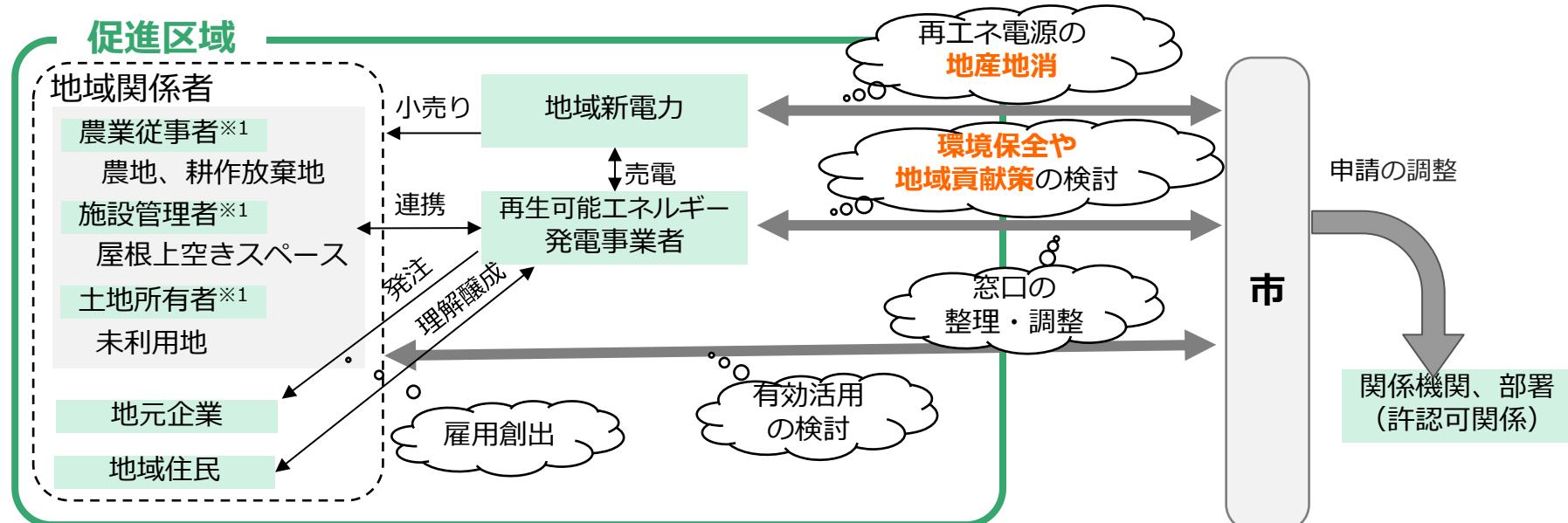
- 地域脱炭素化促進事業とは、再生可能エネルギー設備の整備と、地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組で構成されます。
- 本事業は、**地域の生活環境や自然環境に配慮し、地域の課題解決等に貢献する再生可能エネルギーを導入する仕組み**になります。



地域脱炭素化促進事業による効果

- 本制度を適用することで、地域にとって必要な取組(地域環境の保全・地域社会への貢献など)を求めつつ、事業者には手続きの簡略化等の利点が生まれます。
- 地域にとっては、例えば景観、騒音、反射光、水質、臭い等の生活環境、希少な動植物の生息・生育環境等の保全や、地域のまちづくり、交通、防災、観光、農業等に関する課題解決等が期待されます。

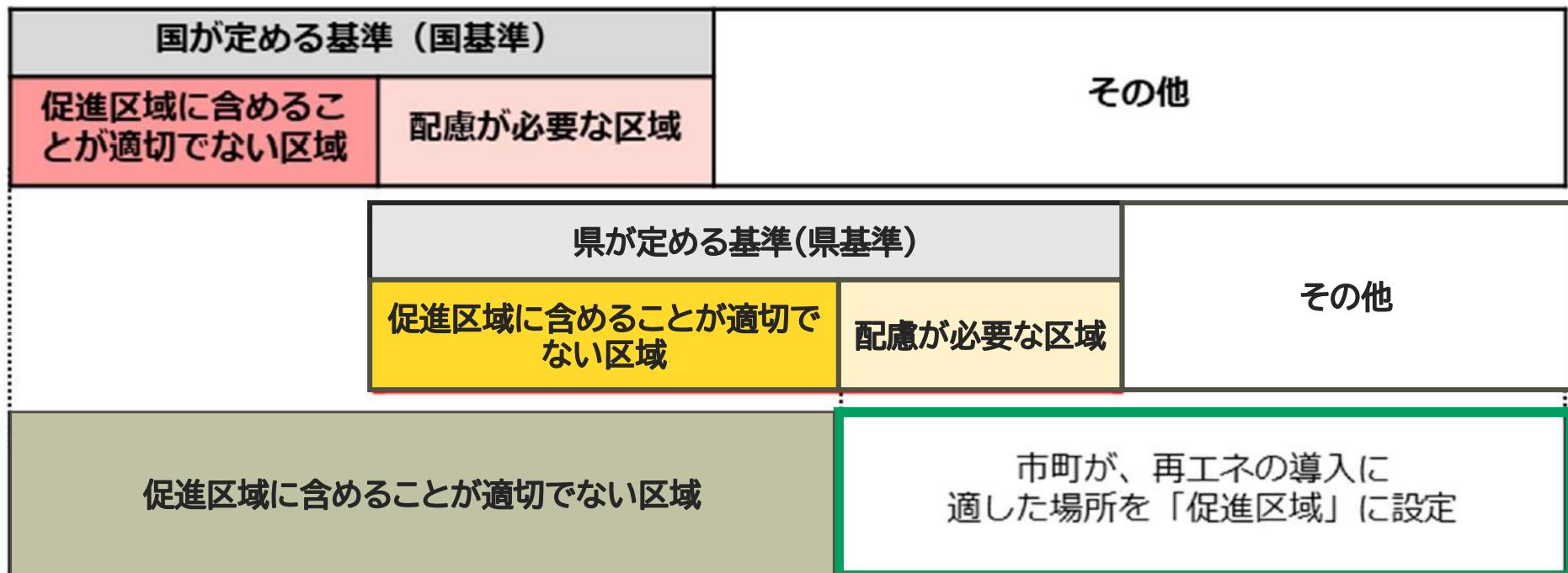
<本市における促進事業イメージ>



※ 1 発電事業者となる場合も考えられます

促進区域とは

- 地域脱炭素化促進事業を可能とする区域で、環境省令(国基準)および都道府県が定めた基準(県基準)に基づき、市町村が定めることとされています。
- 本市では、栃木県 気候変動対策推進計画別冊の考え方を基に、有識者および地域関係者により構成された検討会や、地域説明会での意見を踏まえて、促進区域を設定しました。



栃木県環境森林部気候変動対策課, 栃木県気候変動対策計画別冊(令和6年3月) から引用

地域脱炭素化促進事業の申請・認定

- 本事業は、事業者が地域脱炭素化促進事業計画を作成し、**市や地域関係者が一緒に各取組を検討するものです。**※市が再生可能エネルギー事業に取り組むわけではありません。
- 事業者から申請があった際には、協議会において**地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項(各取組)**の内容について協議や認定を行います。
- 協議会は、市が主体となり、国・県等の関係機関、学識経験者、地域代表(自治会長等)、関連団体(産業や環境保全等)により構成するものとし、別途定めています。



3. 那須塩原市における 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

3 那須塩原市における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

P.17

- 本市では、気候変動対策計画における温室効果ガス排出量の削減目標や施策等を踏まえ、以下の内容を設定しました。

促進に関する事項	内 容	これらの内容に沿った事業を 地域脱炭素化促進事業 として認定
①地域脱炭素化促進事業の目標	再生可能エネルギー種ごとに以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none">太陽光発電(地上設置型、屋根設置型) : 57MW中小水力発電 : 0.28MW温泉熱利用 : 50千GJバイオマス(家畜ふん尿を利用するバイオガス)発電 : 0.2MW	
②促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	太陽光発電(地上設置型、屋根設置型)、中小水力発電、バイオマス(家畜ふん尿を利用するバイオガス)発電、温泉熱利用を対象とし、促進区域全体での発電規模は①の目標値とする。	
③地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(=促進区域)	市全域とする。ただし、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに以下の範囲を除く(p22~25参照)。 <ul style="list-style-type: none">地上設置型太陽光発電 : 国・県の基準及び市の定める「促進区域から除外すべき範囲」バイオマス発電 : 国・県の基準における「促進区域から除外すべき範囲」水力発電、屋根設置型太陽光発電、温泉熱利用 : 国の基準における「促進区域から除外すべき範囲」	
④地域の脱炭素化のための取組	以下を検討し、市内での「エネルギーの地産地消」に寄与する取組とする。 <ul style="list-style-type: none">地域資源を活用して発電した電気や熱を自家消費、もしくは市内での消費に努めること蓄電池や蓄熱設備等の導入により有効活用に努めること	
⑤地域の環境の保全のための取組	<ul style="list-style-type: none">地域脱炭素化促進施設の規模、配置等に応じて、関連法令や市の条例・ガイドライン等を遵守し、景観、騒音、反射光、水質、臭い等の生活環境、希少な動植物の生息・生育環境等への影響について十分に配慮すること市で公表しているゾーニングマップ解説書内における環境配慮事項を確認し、必要と考えられる取組を実施すること	
⑥地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	以下のいずれかに該当する取組とする。 <ul style="list-style-type: none">地域のまちづくり、交通、防災、観光、農業等に関する課題解決に資すること地域企業の参画や、地域人材の育成・雇用創出等による地域活性化に資すること那須塩原市気候変動対策計画で定める“脱炭素社会実現を目指す緩和策”や“気候変動による影響への適応策”に資すること	

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

- ① 地域脱炭素化促進事業の目標 および ② 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模



わかりやすく
解説

この事業の **目標** (何をどのくらいやるか) **と設備** (どんな設備を導入するか) を設定

◎具体的な目標と設備の種類及び規模は以下の通りです。

気候変動対策計画で定めた再生可能エネルギーの導入目標「2030年度までの追加導入容量」を基に、地域的な特徴を踏まえて設定しました。

太陽光発電

(屋根設置型 | 地上設置型)



57 メガワット
MW

中小水力発電

(小さなダムなどで水の力を使う発電)



0.28 メガワット
MW

温泉熱利用

(温泉の熱で暖房などに使う)



5万 ギガジュール
GJ

バイオガス発電

(家畜の糞や尿を使って発電)

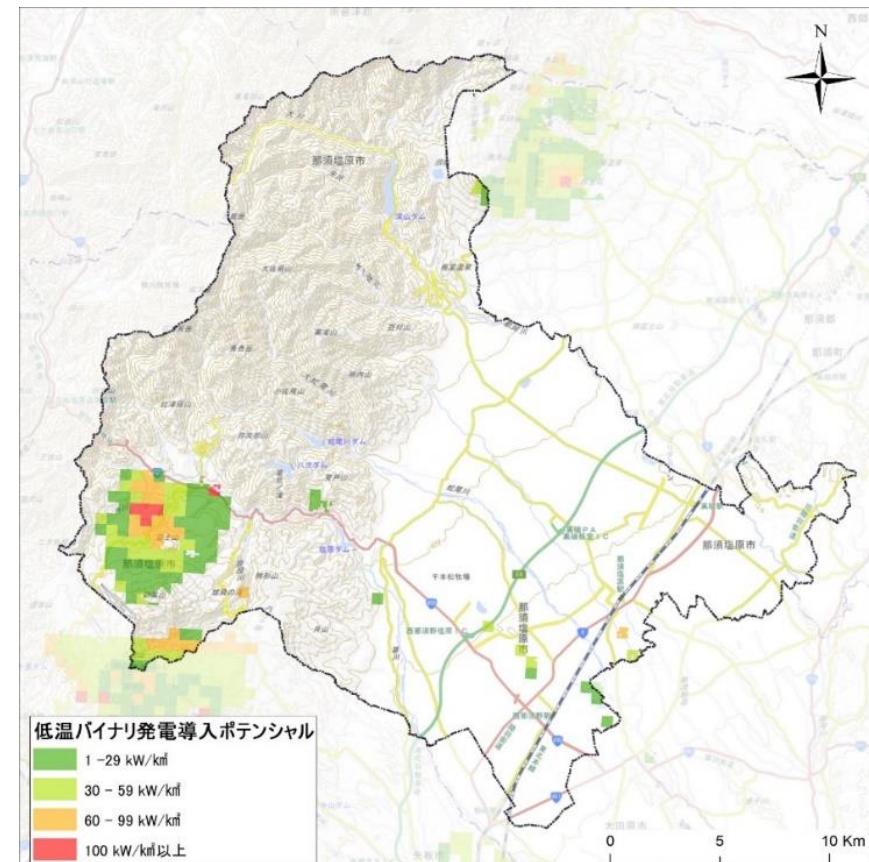
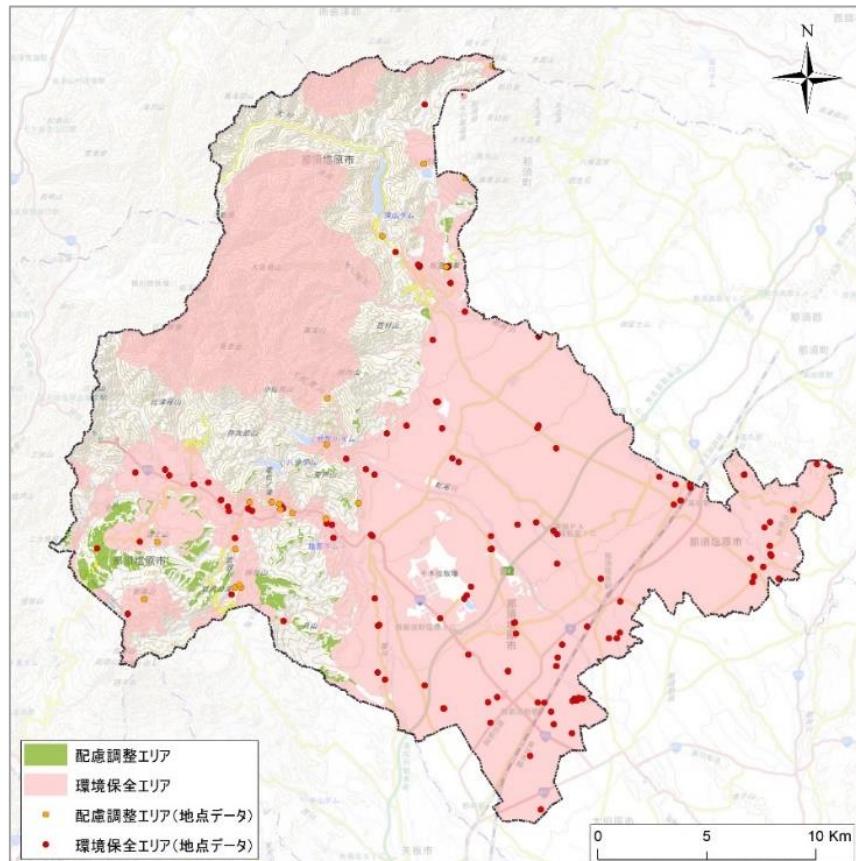


0.2 メガワット
MW

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

① 地域脱炭素化促進事業の目標 および ② 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

- 本市には、既存調査結果から風力発電、地熱発電等の導入ポテンシャルが分布しています。
- 風力発電や地熱発電など対象外の再生可能エネルギーであっても、事業者から提案を受けた事業予定地等については、必要に応じて個別に促進区域の設定を検討します。



環境省HP, REPOS(搭載データ)を基に作成(<https://repos.env.go.jp/web/>)

図3-2 地熱（低温バイナリ）発電導入ポтенシャル

3 那須塩原市における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

P.20

① 地域脱炭素化促進事業の目標 および ② 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

【参考】本市の再生可能エネルギーの導入実績の推移

- 本市の再生可能エネルギーの導入実績は、太陽光発電が361MW(メガワット)と最も多く、全体の9割以上を占めています。

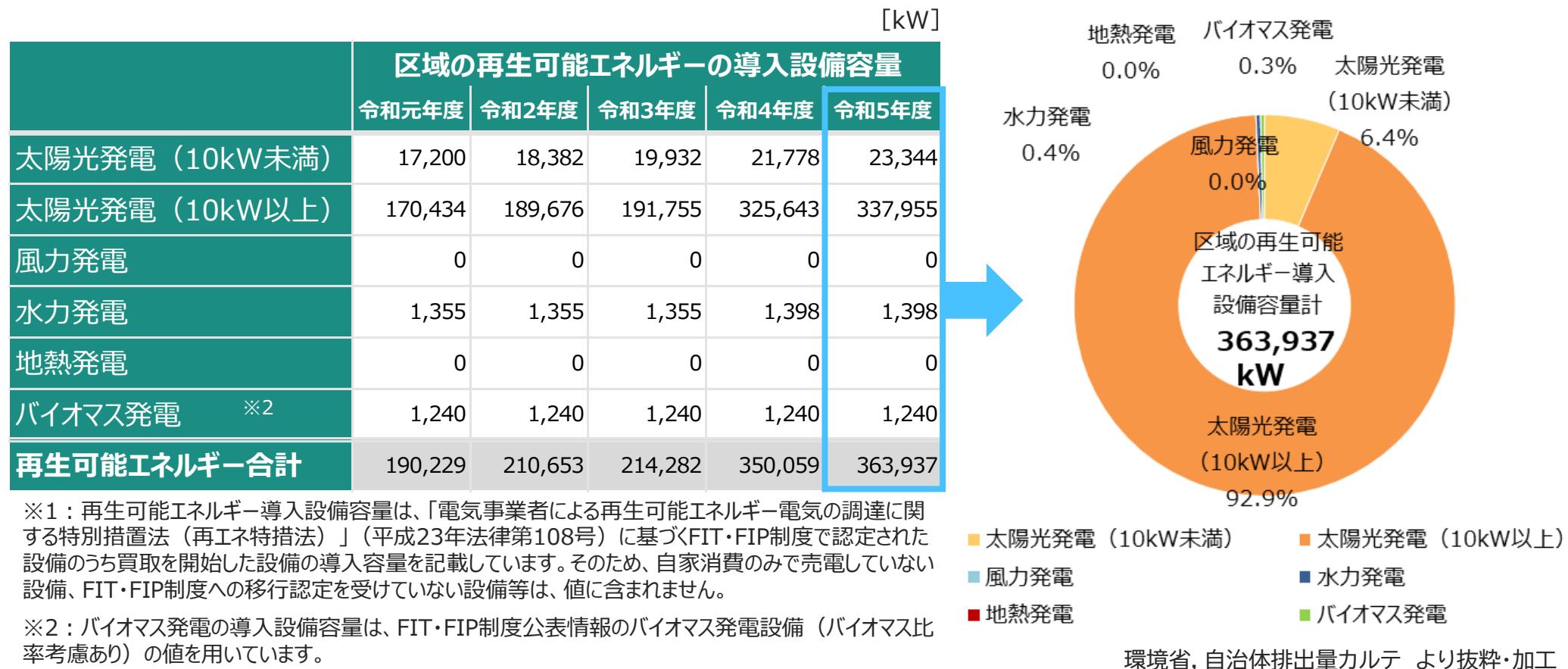


図3-3 本市の再生可能エネルギー導入実績（設備容量）

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

③ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)



わかりやすく
解説

この事業を どこでやるか (促進する区域) を設定

- ◎ 促進区域は対象となる再生可能エネルギーの種類により異なります。具体的な範囲は次ページ以降に示します。

国や栃木県で定められている基準や再生可能エネルギーゾーニングマップ※1を基に、地域への影響を踏まえ、景観や環境等に配慮した区域を設定しました。

この事業の対象となる区域は、

原則として 市全体 が対象です。

ただし、国や県、市が定めた除外すべき場所は除きます。

様々なガイドラインで制限される場所

自然に悪影響を与える可能性がある場所

景観や自然保護の観点から推進すべきではない場所など

国の基準=地球温暖化対策推進法施行規則第五条の二第一項で掲げられている「促進区域に含めない区域」

県の基準=栃木県気候変動対策推進計画別冊 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準
における「促進区域に含めることが適切でない区域」

市の定め=ゾーニングマップにおける「保全エリア」(太陽光発電のみ)

※1 再生可能エネルギーゾーニングマップ、令和6年3月

市HP(<https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagisu/cn/simin/15727.html>)

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

③ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)

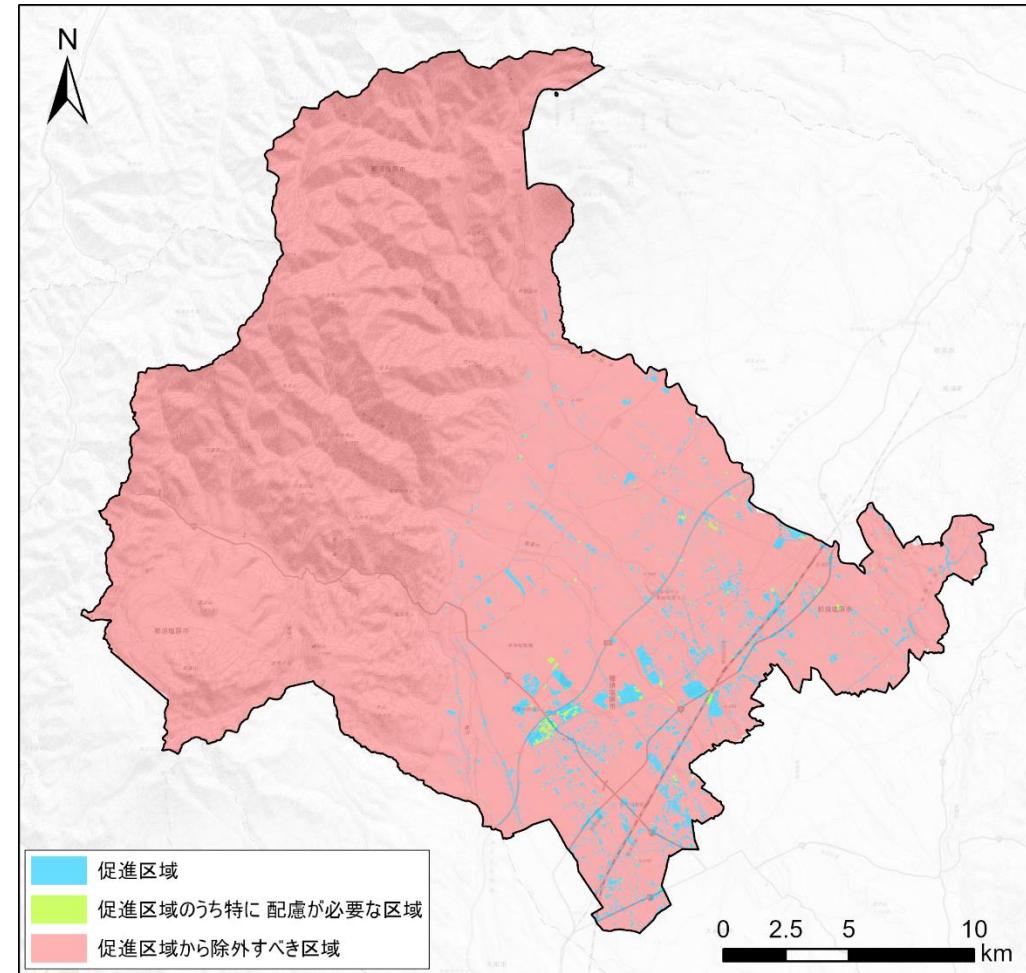
太陽光発電 (地上設置型)

■ 促進区域から除外すべき区域

国立公園(特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種保護地域、普通地域) | 国指定、県指定自然環境保全地域(特別地区、普通地区) | 鳥獣保護区(特別保護地区) | 街道景観形成地区、景観形成重点地区 | 保安林 | 国有林、地域森林計画対象民有林 | 農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地^{※1} | 河川区域、河川保全区域 | 砂防指定地 | 地すべり防止区域 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 | 国指定重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群・重要文化的景観の指定地等 | 県または市指定有形文化財・史跡・名勝・天然記念物の指定地等 | 生息地等保全協定区及び規則で定める希少野生動植物種が生息・育成するエリア | 用途地域(住居系) | ボランティア活動フィールド | 巨樹・巨木林 | 保護林 | 緑の回廊 | 主要な眺望点(道の駅や展望台等) | 現況地目:山林^{※2}

■ 促進区域のうち、特に配慮が必要な区域

第2種、第3種農地^{※1} | 埋蔵文化財包蔵地 | 鳥獣保護区(特別保護地区以外) | 日本遺産として認定されたストーリーの構成要素となる文化財等のうち、重要文化財、有形文化財、史跡に係る区域の境界から50メートル以内の区域 | 特定植物群落 | 植生自然度の高い地域 | KBA(生物多様性重要地域) | 自然景観資源等の視対象 | 山地災害危険地区 | なだれ危険箇所 | 雪崩危険箇所 | 洪水浸水想定区域(河川・ため池) | 用途地域(工業系・商業系) | 住居、保全対象からの距離(~100m)



※1 農地区分については明確な区域を図化できないため、図では用途地域内の農地を第2種・第3種農地、それ以外を第1種として整理

※2 図では現況地目のかわりに高解像度土地利用土地被覆図(JAXA, 地球観測衛星データサイト)の情報を使用

図3-4 太陽光発電（地上設置型）の促進区域

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

③ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)



■ 促進区域から除外すべき区域

自然環境保全地域 | 国立・国定公園(特別保護地区、第1種特別地域) | 国指定鳥獣保護区(特別保護地区)

■ 促進区域のうち、特に配慮が必要な区域

国立公園(第2種特別地域、第3種保護地域、普通地域) | 砂防指定地
| 地すべり防止区域 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 保安林

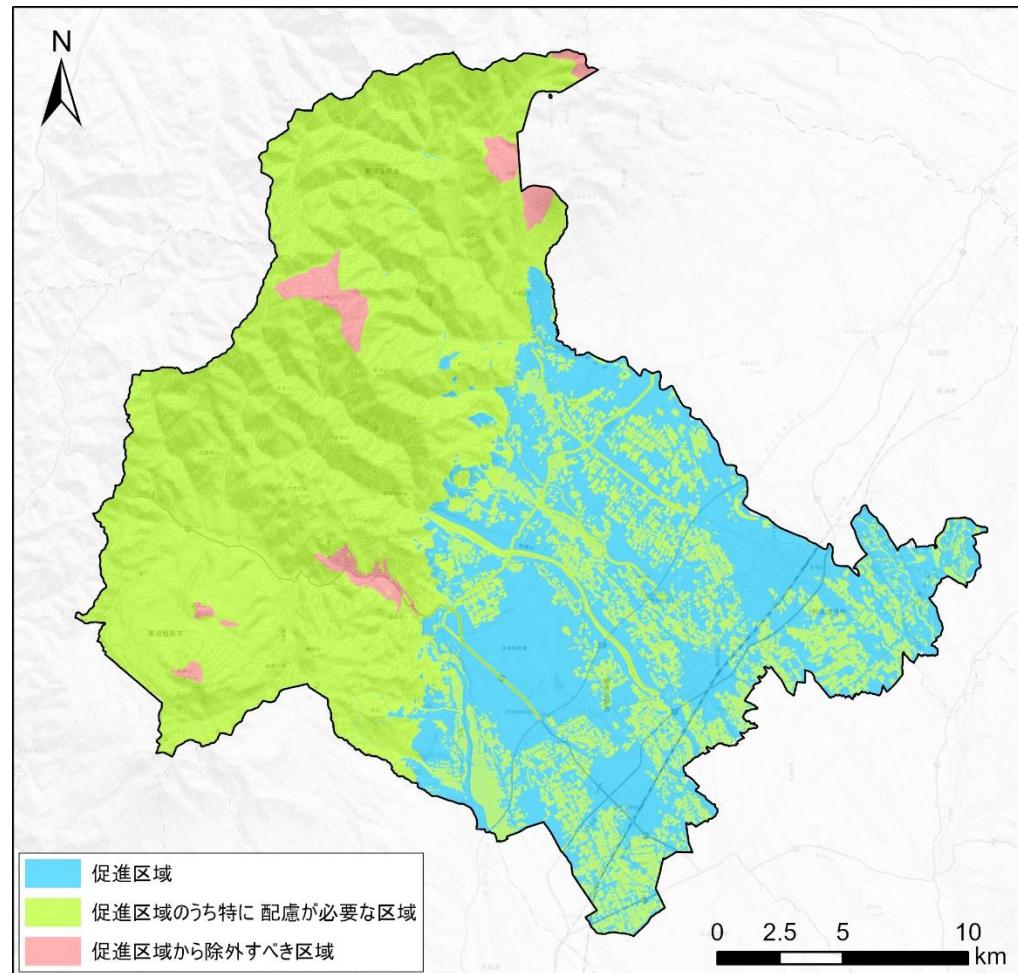


図3-5 太陽光発電（屋根設置型）および
温泉熱利用の促進区域

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

③ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)



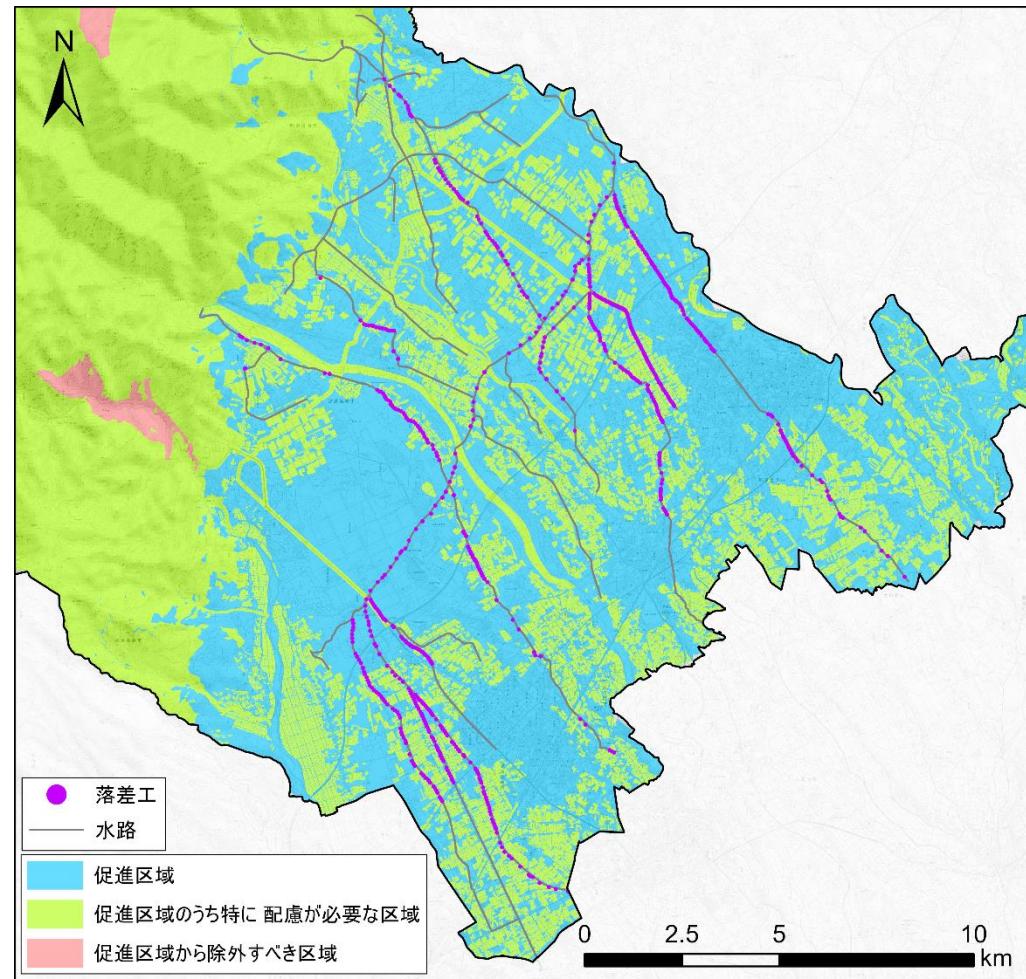
中小水力発電

■ 促進区域から除外すべき区域

自然環境保全地域 | 国立・国定公園(特別保護地区、第1種特別地域) | 国指定鳥獣保護区(特別保護地区)

■ 促進区域のうち、特に配慮が必要な区域

国立公園(第2種特別地域、第3種保護地域、普通地域) | 砂防指定地
| 地すべり防止区域 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 保安林



※ 図中の水路および落差工は参考情報となります。中小水力発電のポテンシャルが分布する場所として、市での調査結果を示しています。図中に含まれていない河川や水路で地域脱炭素化促進事業を検討される場合は、計画地における促進区域の条件(区域)をご確認ください。

図3-6 中小水力発電の促進区域

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

③ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)



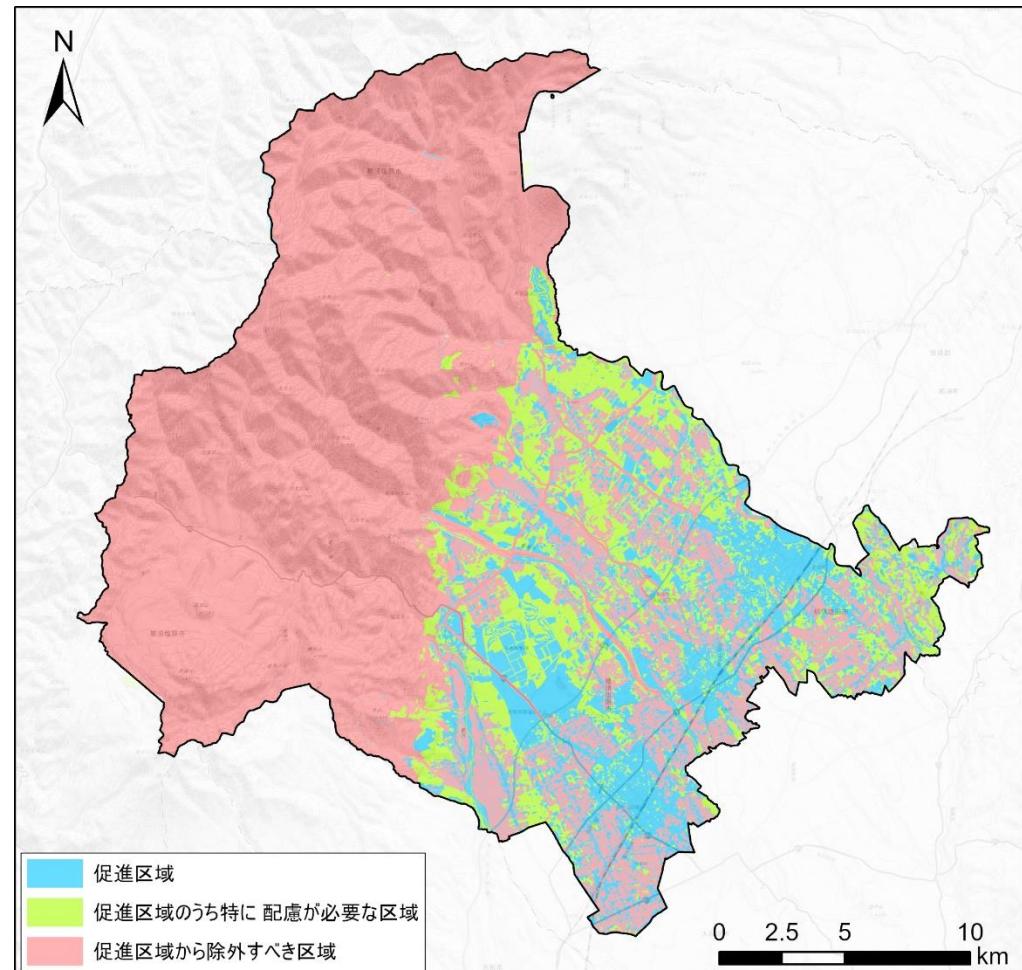
バイオマス(家畜ふん尿を利用したバイオガス)

■ 促進区域から除外すべき区域

国立公園(特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種保護地域、普通地域) | 国指定、県指定自然環境保全地域(特別地区、普通地区) | 鳥獣保護区(特別保護地区) | 街道景観形成地区、景観形成重点地区 | 保安林 | 農用地区域、甲種農地、第1種農地^{※1} | 河川区域、河川予定地 | 砂防指定地 | 地すべり防止区域 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 | 重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地等 | 有形文化財・史跡・名勝・天然記念物の指定地

■ 促進区域のうち、特に配慮が必要な区域

国有林、地域森林計画対象民有林(保安林以外) | 鳥獣保護区(特別保護地区以外) | 第2種、第3種農地^{※1} | 河川保全区域 | 埋蔵文化財包蔵地



※1 農地区分については明確な区域を図化できないため、図では用途地域内の農地を第2種・第3種農地、それ以外を第1種として整理

図3-7 バイオマス発電の促進区域

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

④ 地域の脱炭素化のための取組

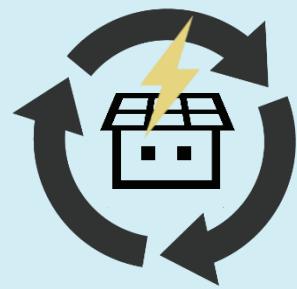


わかりやすく
解説

市内のエネルギーの地産地消に向けた取り組みとなるようにします

◎ 地域の脱炭素化のための取組は、エネルギーを「地元で作って、地元で使う」ことを目指します。

市内で使う



作った電気や熱は、できるだけ
自家消費、市内で使うようにする

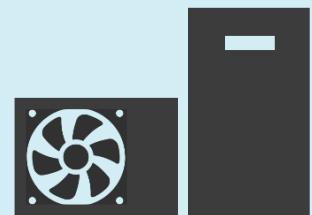
ムダなく使う

電気を貯める



「蓄電池」

熱を貯める



「ヒートポンプ式給湯器」
「蓄熱式暖房機」

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

⑤ 地域の環境の保全のための取組



わかりやすく
解説

地域の環境に配慮した事業となるような取り組みにします

- ◎ 地域の環境の保全のための取組は、再生可能エネルギー設備の導入にあたり、本市の自然環境や住みやすさを損なわぬよう十分に配慮します

生活環境や希少な動植物の環境に配慮する

地域脱炭素化促進施設の規模、配置等に応じて、関連法令や市の条例・ガイドライン等を守り、
景観、騒音、反射光、水質、臭い等の生活環境、
希少な動植物の生息・生育環境等への影響について十分に配慮する

環境配慮に必要な取り組みを行う

市が公表している[ゾーニングマップ解説書](#)
(導入に適切な場所を示す地図を詳しく解説したもの)
について、環境に配慮すべきことを確認し、必要な取り組みを行う

⑤ 地域の環境の保全のための取組

【参考】各種ガイドライン等一覧

- ・ 環境の保全のための取組について、参考となるガイドラインを整理しました。
- ・ 地域脱炭素化促進事業に関わらず、事業を計画する際にご確認ください。

再生可能エネルギー種	参考となるガイドライン等
太陽光発電 (地上設置型、屋根設置型)	「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2年3月環境省) 「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省) 「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(令和5年10月資源エネルギー庁) 「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」(令和4年5月栃木県) 「那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例」(令和4年4月那須塩原市) 「那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」(令和2年12月那須塩原市) ※地上設置型のみ 「那須塩原市再生可能エネルギーゾーニングマップ」(令和6年3月那須塩原市) ※地上設置型のみ
中小水力発電	「事業計画策定ガイドライン(中小水力発電)」(平成29年1月資源エネルギー庁) 「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省) 「小水力発電設置のための手引き」(令和5年3月国土交通省水管管理・国土保全局) 「那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」(令和2年12月那須塩原市)
バイオマス(家畜ふん尿を利用したバイオガス)発電	「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省) 「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」(令和5年10月資源エネルギー庁) 「那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」(令和2年12月那須塩原市)
温泉熱利用	「温泉熱有効活用に関するガイドライン」(平成31年3月環境省自然環境局)

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

⑥ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組



地域の経済や社会を良くするための取組にします

◎ 再生可能エネルギー設備の設置を、地域の発展や生活の質の向上につなげるようになります。

例えば、以下のような取組が考えられます。

地域のまちづくり、交通、防災、観光、農業等に役立つこと



駅前の再開発にともなう脱炭素化



EVバスの導入

電気自動車、電動アシスト自転車
(E-BIKEなど)



農業の維持支援

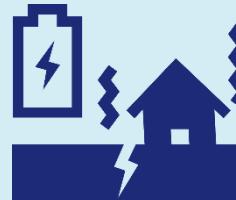
市の気候変動対策計画に沿った、脱炭素や災害への備えにも貢献



温泉街での空き店舗対策の推進支援



グリーンスロー
モビリティの導入



災害時の非常電源に活用

地元の企業や人が関わって、新しい仕事や雇用を生み出す



ワーケーションや雇用の創出人材育成



地元企業による事業実施、維持管理等



酪農生産物のブランド化

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

その他留意事項

- 促進区域であれば、すぐに再生可能エネルギー設備を導入できるという訳ではありません。設備の規模や立地を踏まえ、周辺環境への配慮や地域との調整を図りつつ、進める必要があります。
- 「促進区域のうち特に配慮が必要な区域」とは、除外まではいかないが、国立公園(第2・3種特別地域・普通地域)などが分布しているため、事業の実施に当たっては特に配慮が必要な区域となります。
- その他、促進区域の詳細や、地域脱炭素化促進事業の申請・認定について確認したい場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

那須塩原市 環境戦略部 カーボンニュートラル課

住所 : 〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地 2

電話 : 0287-73-5651

Fax : 0287-62-7202

那須塩原市ホームページ : <https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/>

3 那須塩原市における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

P.31

事例紹介 ①地域脱炭素化促進事業の認定事例

3. 地域脱炭素化促進事業計画の認定とは - 地域脱炭素化促進事業計画の認定事例



- 富山県氷見市は、市内遊休地（道路工事の残土置き場となっていた農地）を促進区域として設定。
- 市内の氷見ふるさとエネルギー株式会社がオフサイトPPA方式にて、北陸電力が市内の需要家に供給する地域脱炭素化促進事業計画を申請し、令和5年11月に市が認定。自然環境保全の調和や売電収入の一部を農業用施設の整備へ活用する等といった、地域共生型再エネの導入拡大を図っている。

認定地域脱炭素化促進事業計画の主な内容

○地域脱炭素化促進事業の目標

地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの排出量の削減見込量：1,736t-CO₂/年

○地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

太陽光発電設備 2,500kW
(想定年間発電量：3,478MWh/年)

○地域の環境の保全のための取組

- 自然環境保全との調和：地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響をおよぼすことがないよう、必要に応じた影響の調査、検討等を行う。
- 景観の保全の維持及び向上：地域住民や有識者から必要に応じ意見を聴取し、景観が損なわれることのないよう、適切な配慮を行う。
- 安全対策：風雨や地震等による地域脱炭素化促進施設の破損や土砂流出への対策といった安全性の確保等を行うよう必要な措置を講ずるとともに、問題が発生した際には、責任を持って問題の解決を行う。

○地域の脱炭素化のための取組

オフサイトPPA方式にて、北陸電力が氷見市内の需要家（事業所）に供給

○地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

売電収入の一部を活用して、地元の農業用施設（用水路、法面等）の整備への活用を図る。



検討の経過

令和4年6月～令和5年1月	氷見市脱炭素化推進協議会にて促進区域の設定等に向けた協議
令和5年3月	氷見市が市内遊休地を促進区域とする地方公共団体実行計画（区域施策編）策定
令和5年8月	氷見ふるさとエネルギー（株）による地域脱炭素化促進事業計画の申請
令和5年11月	氷見市が地域脱炭素化促進事業計画を認定



出典：氷見ふるさとエネルギー株式会社、氷見市提供資料

3 那須塩原市における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

P.32

事例紹介 ②地域新電力によるエネルギーの地産地消に資する事例

**地域新電力会社の設立による地域経済循環
自治体新電力によるエネルギーの地産地消と
新たな地域経済基盤の創出**

事業タイプ：公民連携型
施策分類：地域新電力
キーブレイヤー：民間事業者（地域新電力会社）

環境省

事業の概要

概要	自治体新電力（地方公共団体が出資する地域新電力会社）が地域の再エネ発電事業者から電力を購入し、域内・周辺地域に電力を供給している。太陽光発電や廃棄物発電など、地域の多様な発電所から電力を調達することで、電気料金の流出を止め、地域に新たな経済基盤を創出している。
地方公共団体名	鳥取県米子市・境港市
事業期間	2015年12月～（ローカルエナジー株式会社設立）
事業費	資本金：9,000万円（設立時：中海テレビ放送50%、山陰酸素工業20%、米子市10%、三光10%、米子瓦斯5%、皆生温泉観光5%）（2023年度時点：境港市が加わり1%支出し、米子市が9%に変更）

特筆すべき地域へのメリット・地域課題解決の効果

- 電気料金の地域外流出の防止
エネルギーの地産地消により、電気料金として県外に流失している資金（鳥取県全域で1,000億円/年）の一部を地域内に還流している。
- 地域の新たな雇用・働き方の創出
計7名※1のUJTターンを受け入れるとともに電力需給管理業務をマニュアル化して子育て中の女性がオンラインでも働ける環境を整備するなど、新たな雇用・働き方環境を創出している。
- 地域の防災力の向上
PPA※2事業により、水道局の施設用地にオンラインの太陽光発電設備と蓄電池を導入することで、72時間の電力自給を可能にする予定。

※1 設立から2023年12月時点までの合計。
※2 Power Purchase Agreementの略。電力販売契約という意味で第三者所有モデルとも呼ばれる。企業・地方公共団体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・地方公共団体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができる。

実施体制 | 事業スキーム

```
graph TD; A[地域の再エネ発電所] --> B[電力購入]; B -- 料金 --> C[自治体新電力]; C --> D[電力小売・卸売事業]; D --> E[地域貢献事業]; E --> F[公共施設]; F --> G[個人]; H[地元企業5社] --> C; C --> I[新規事業を協働展開]; I --> J[地元企業]; J --> K[電力小売]; K --> L[個人];
```

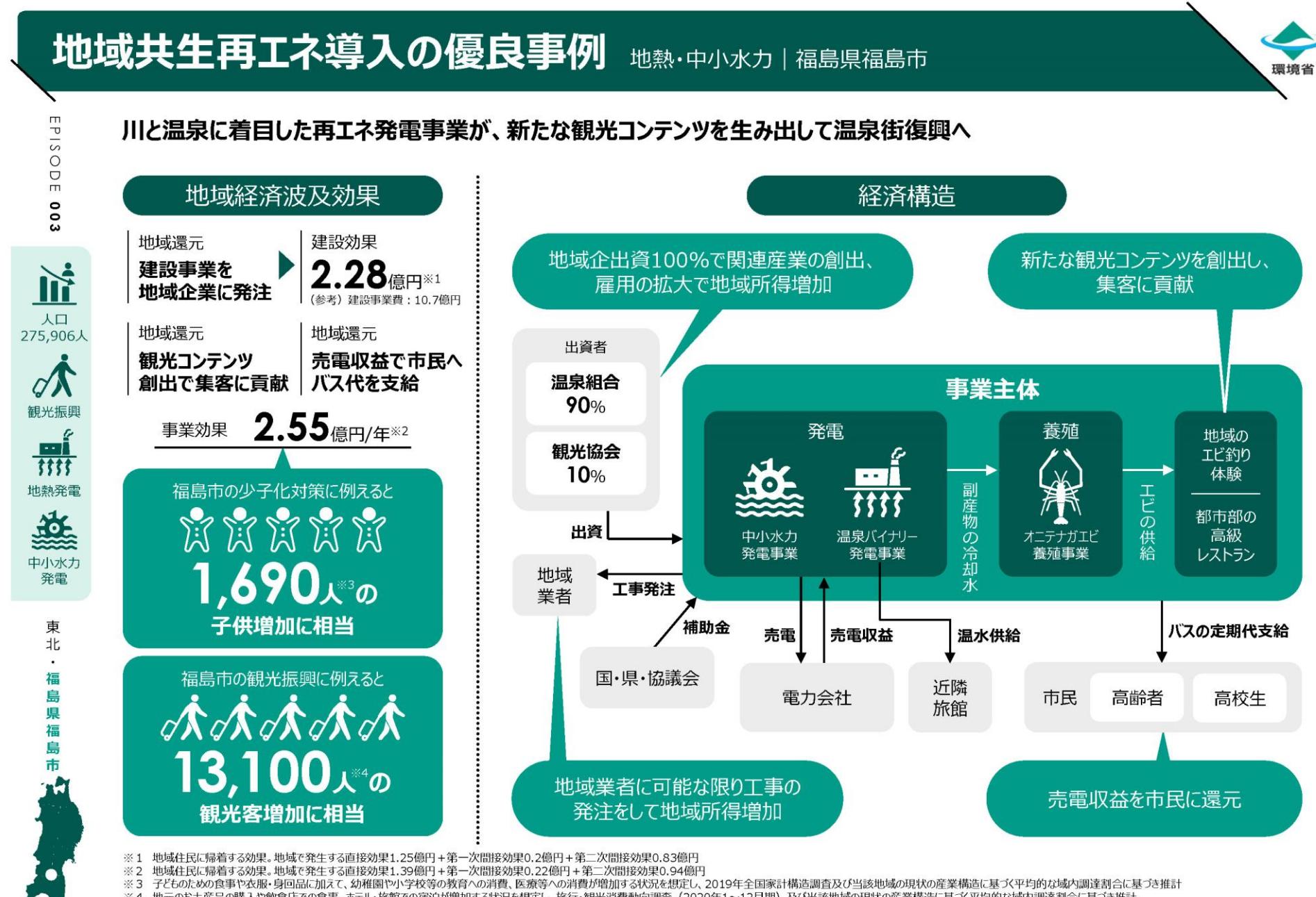
地域にメリットを生むための仕掛け

- ケーブルテレビ契約ネットワークの活用
公共施設への電力小売に加え、ケーブルテレビ契約のネットワークを活用し個人へ電力小売を行う中海テレビ放送（ローカルエナジーへ出資する企業の一つ）に電力の卸売を行うことで、収益を確保し地域に還元している。
- 電力需給管理業務の内製化
電力需給管理業務を内製化することで、地域に雇用を生み出しノウハウを蓄積している。また、過去の気象データや電力消費データから電力市場価格の変動を予測し、市場価格が高騰する際には地域の再エネ発電所からの調達を増やすなど、調達割合を柔軟に調整している。

3 那須塩原市における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

P.33

事例紹介 ③中小水力、地熱(温泉熱)発電の導入事例



4. 地域脱炭素化促進事業における優遇措置や 活用できる補助金等

地域脱炭素化促進事業は、以下を活用することができます

	概要	参照頁
優遇措置	環境省補助事業の加点、優先採択の実施	P.36～37
	再エネ特措法(FIT・FIP制度) >入札における保証金の免除 >陸上風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、地熱発電の地域活用要件における活用	P.37
	ふるさと融資(地域総合整備資金貸付)	
	地域未来投資促進法	
補助金	再エネ発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)	P.38
	①(1)R8環境省:民間企業等による再エネ導入)自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援 ※R7補正予算(案)あり	P.40～41
	①(2)R8環境省:民間企業等による再エネ導入)自家消費型・地域共生型の再エネ導入 ※R7補正予算(案)あり	P.40、 42～43
	②R8環境省:ペロブスカイト太陽電池の導入支援	P.44
	③R8環境省:公共施設等への再エネ等導入支援 ※R7補正予算(案)あり	P.45

地域脱炭素化促進事業における優遇措置

- ▶ 地域脱炭素化促進事業においては、環境省補助事業の加点、優先採択の実施等の優遇措置を受けることができます。

事業者向け

■ 環境省補助事業の加点、優先採択の実施

地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域内で実施する事業に対して、審査における優先採択や加点措置の対象となる優遇措置を実施。

■ 再エネ特措法（FIT・FIP制度）

① 入札における保証金の免除

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた事業については入札における保証金が免除される。

② 陸上風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、地熱発電の地域活用要件における活用

- 小規模な陸上風力発電・バイオマス発電・中小水力発電・地熱発電の認定基準である地域活用要件の一つとして、「当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む）の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているもの」との要件があり、当該要件を満たしている案件については、地域一体型の地域活用電源として、FIT制度による支援の対象となる。
- この「地方公共団体の名義の取り決め」には、地方公共団体から認定を受けた、地域脱炭素化促進事業計画も含まれる。

■ ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）

地域振興に資する民間投資を支援するため、都道府県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度である、ふるさと融資制度において、認定地域脱炭素化促進事業については、最も高い融資比率及び融資限度額、雇用要件の特例（都道府県・指定都市「1人以上」）が適用される。

■ 地域未来投資促進法

事業者は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の申請において、当該計画が地域脱炭素化促進事業の認定を受けている場合、地域脱炭素化促進事業計画の認定書を添付することで、地域脱炭素化促進事業計画と重複する部分の記載を、省略することが可能となる。

地域脱炭素化促進事業における優遇措置

促進区域制度を活用する事業者への優遇措置

※令和7年3月10日時点であり、今後変更の可能性有り。



- 環境省補助事業において、促進区域内で実施される再エネ事業に関して、審査における優先採択や加点措置を実施。

○令和6年度(補正予算)／令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	-	加点措置
	ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	優先採択
	新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 ① 建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 ② 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業 ⑤ 再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業 ⑥ 熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業	優先採択 優先採択 優先採択 加点措置 加点措置
民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業 ① 運転制御設備導入支援事業	加点措置
	平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業 ① 直流による建物間融通モデル創出事業 ② TPOモデルによる建物間融通モデル創出事業	加点措置 加点措置
	データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業 ① 地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業 ② 既存データセンターの再エネ導入等による省CO2改修促進事業 ④ 地域再エネの効率的活用に資するコンテナ・モジュール型データセンター導入促進事業	加点措置 加点措置 加点措置
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業	ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 ① 新築建築物のZEB普及促進支援事業 ② 既存建築物のZEB普及促進支援事業	加点措置 加点措置
	LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 ① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業	加点措置
脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業	脱炭素名地域水素サプライチェーン構築事業 ③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業	加点措置
「脱炭素×復興まちづくり」推進事業	「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助	加点措置

地域脱炭素化促進事業における優遇措置

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置 (固定資産税)

制度概要 【適用期限：令和7年度末まで】

○再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減する。

【太陽光】



【風力】



【中小水力】



【地熱】



【バイオマス】



【課税標準の一覧】

対象設備	発電出力	課税標準（※1）	要件
太陽光発電設備	1,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)	FIT・FIP認定外 (ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備（※3）または認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備（※4）)
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)	
風力発電設備	20kW以上	2/3 (1/2~5/6)	FIT・FIP認定
	20kW未満	3/4 (7/12~11/12)	
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)	
	5,000kW未満	1/2 (1/3~2/3)	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3~2/3)	
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)	
バイオマス発電設備（2万kW未満）	1万kW以上	2/3 (1/2~5/6) （※2）	
	1万kW未満	1/2 (1/3~2/3)	

※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）

※2 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは6/7（11/14~13/14）

※3 グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000kW未満の設備

なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む

※4 以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得した50kW以上の設備（建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く）

①二酸化炭素排出抑制対策事業費（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る）

②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る）

③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資

関連する補助金について

▶ 令和8年度環境省重点施策集のうち、1-1及び1-2において、地域脱炭素に関連する補助金内容がまとめられています。

重 点 施 策（2つのコアミッション）		(単位：億円)
令和8年度概算要求 一般会計:1,909億円/ エネ特会(GX除く):2,191億円/ GX推進対策費:939億円/ 復興特会:2,058億円/ 合計:7,097億円(前年度比119%)+事項要求		
1. 時代の要請への対応（持続可能な成長の推進）		2. 不変の原点の追求
1-1 経済の持続的成長と豊かな生活環境の実現		2-1 安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らし
<ul style="list-style-type: none"> ▶ Scope3削減のための企業間連携を含む省CO2設備投資支援 【エネ特+GX】128(48) ▶ 住宅・建築物の脱炭素化(ZEH・ZEB等の普及) 【エネ特+GX】233(40) ▶ ライフサイクルカーボン削減型新築ZEB支援事業 【エネ特】41(10) ▶ モビリティの脱炭素化(商用車、建機、ゼロエミ船等) 【GX】529(102) ▶ データセンターの脱炭素化の開発・実証事業 【エネ特】18(新規) ▶ ペロブスカイト等の再エネの導入促進 【エネ特+GX】179(85) ▶ 太陽光パネルの再資源化促進のための環境整備 【一部エネ特】18内数(9内数) ▶ プラスチック・レアメタル含む金属などの高度な再資源化 (太陽光パネル、リチウム蓄電池等の再資源化設備補助を含む) 【エネ特+GX】338(233) ▶ 資源循環ネットワーク形成及び拠点の構築調査・実証 【一部エネ特】14(新規) ▶ 自動車再生材の利用拡大への破碎機・分析装置導入支援 10(新規) ▶ デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の推進 【一部エネ特】31(32) «制度の対応等» ▶ 使用済太陽光パネルのリユース・リサイクル促進のための制度的対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域脱炭素化推進交付金(地域イノベーションモデルを含む) 【エネ特+GX】701(385) ▶ 防災拠点や避難施設となる公共施設への再エネ設備等導入支援 【一部エネ特】50+事項要求(20) ▶ 資源循環自治体フォーラムによる企業・自治体等のマッチング、資源性廃棄物等の地域資源活用による資源循環ビジネスの促進 15(1) ▶ リユースの促進、食ロス削減、ファッショニ・紙おむつ・プラスチックの資源循環 19(9) ▶ 地域循環共生圏創造事業 4(3) ▶ 良好な水環境の創出と健全な水循環の推進 1(1) ▶ ブルーカーボン等の吸収源対策に係るクレジットの創出・利活用支援、算定方法の確立等 7(1) ▶ 株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素事業への資金供給 【産業投資及び政府保証の合計額】700(600) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水俣病総合対策関係経費等 110(104) ▶ 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) 69(55) ▶ 国民の予防行動の実践につながる熱中症対策の推進 10(4) ▶ 花粉症対策の推進 1(1) ▶ PFAS総合対策の推進 12(2) ▶ 的確な管理等による土壤汚染対策 3(2) ▶ 指定管理鳥獣対策事業交付金(クマ対策含む) 37+事項要求(2) ▶ 外来生物対策(外来カミキリムシ、ヒアリ等) 19(6) ▶ 一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】 526+事項要求(526) ▶ 処理槽の整備【一部エネ特】 104+事項要求(104) ▶ リチウム蓄電池等の分別回収・再資源化等総合対策 【一部エネ特】15内数(2内数) ▶ スクラップ等を取扱う不適正なヤード対策の推進 3(2) ▶ 動物の愛護及び管理 5(4)
1-3 国土形成と社会資本の価値向上		2-2 東日本大震災・能登半島地震からの復興等
<ul style="list-style-type: none"> ▶ OEMC・生物多様性等の推進を通じた地域活性化 7(6) ▶ 自然公園等事業費等 95+事項要求(82) ▶ 国立公園満喫プロジェクト等の推進・国民公園の魅力向上 45(17) ▶ 気候変動影響評価・適応の推進 6(5) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 海洋プラスチック汚染の国際枠組推進・海洋プラスチックごみ対策 52+事項要求(7) ▶ 二国間クレジット制度(JCM)の推進 【一部エネ特】146(143) ▶ ASEAN等におけるE-scrap等の国際金属資源循環の構築 7(6) «制度の対応等» ▶ プラスチック汚染に関する国際文書(条約)の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 東日本大震災からの復興・再生(除染、中間貯蔵施設事業、除去土壤復興再生利用等) 【復興特】2,058(2,509) ▶ 能登半島国定公園施設災害復旧、能登半島の自然資源を活かしたツーリズムとトキをシンボルとした地域づくりの推進 2(新規) ▶ 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築 14(3)
機構・定員 [機構] 災害廃棄物対策に係る自治体支援機能の強化等と併せた地方環境事務所の「局」化、国際脱炭素移行推進課の新設、環境金融推進室、生物多様性ビジネス推進室の新設 等 定員 炭素中立・循環経済・自然再興、国立公園管理、PFA S対策、クマ類対策、大規模災害に備えた災害廃棄物対策等の体制強化 (合計170人)		※ ()内の金額は令和7年度当初予算額 ※ 【エネ特】と表記のある予算事項は、エネルギー対策特別会計における予算 ※ 【GX】と表記のある予算事項は、GX経済移行債を活用したGX推進対策費 ※ 【復興特】と表記のある予算事項は、東日本大震災復興特別会計における予算

関連する補助金について ①民間企業等による再エネ導入

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

(一部 農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和7年度補正予算（案） 4,500百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

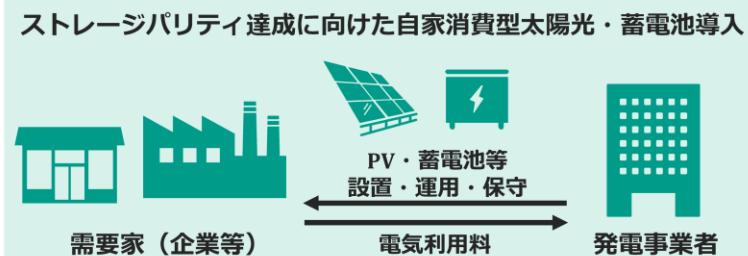
地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、民間企業等が有する工場・施設・営農地等に対して再エネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指す。

2. 事業内容

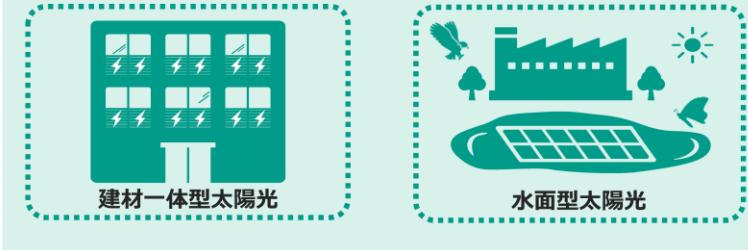
- P.41参照
- (1) ストレージパリティ*の達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
*太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと
- (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 畦島の脱炭素化推進事業
- (4) 新手法による電力融通モデル創出事業

P.42～
43参照

4. 事業イメージ



設置場所の特性に応じた再エネ導入



3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

関連する補助金について ①(1)自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援

優先採択

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ*の達成を目指す。

*太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、CO₂削減に加え、停電時に電力使用を可能とし、電力系統への負荷も低減できる。蓄電池を活用することで、その効果を高めることもできる。また、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAというサービスも出てきている。

これらを踏まえ、本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じ、ストレージパリティの達成を目指す。

①ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（補助）

オンサイトPPA等による業務用施設・産業用施設等への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）。

3. 事業スキーム

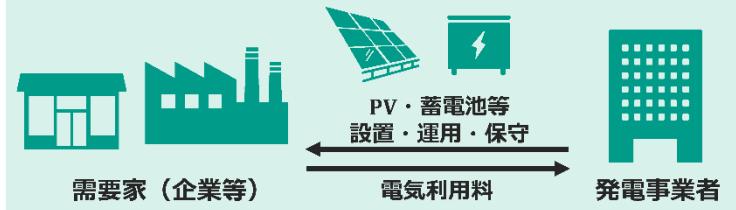
■事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））

■補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



太陽光発電設備・蓄電池の補助概要

	太陽光発電設備	定置用蓄電池
PPA リース	5万円/kW	補助対象経費の1/3
購入	4万円/kW	

*蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること

*EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

関連する補助金について ①(2)自家消費型・地域共生型の再エネ導入

優先採択

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO₂ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

2. 事業内容

① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した地域共生型の太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

※コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

② 駐車場等への太陽光発電設備の導入促進事業（補助額8万円/kW、補助率1/2）

駐車場等を活用した新たな設置手法による太陽光発電設備（ソーラーカーポート、ソーラーロード等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入促進事業（補助率3/5、1/2）

窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

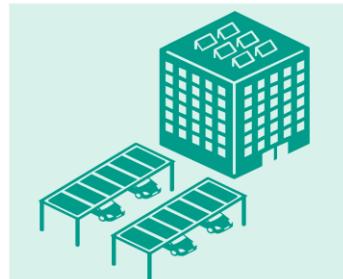
3. 事業スキーム

■事業形態 ①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）

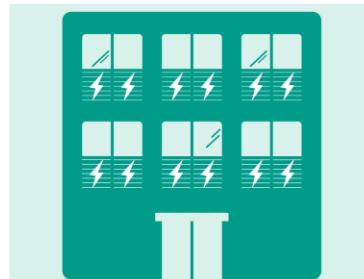
■補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



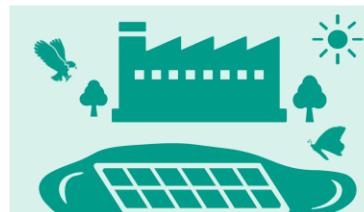
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

関連する補助金について ①(2)自家消費型・地域共生型の再エネ導入

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポтенシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

2. 事業内容

④ 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/3、1/2）

地域の特性に応じた(a)再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）、(b)工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件（※）を満たす場合に設備導入支援等を行う。

※コスト要件

（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業（補助率3/4、2/3）

熱分野でのCO2ゼロに向けた複数施設におけるCO2の削減や、地域で熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態 ④⑤間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/3、1/2、2/3）

■補助対象 地方公共団体（※）・民間事業者・団体等 ※温泉熱のみ

■実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

再エネ熱等の地域資源の例



地中熱



バイオマス



温泉熱



工場廃熱

熱分野の脱炭素化へ



関連する補助金について ②ペロブスカイト太陽電池の導入支援

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和8年度要求額 5,000百万円（5,020百万円）】

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靭なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

①事前調査・導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

②設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への性能基準を満たすフィルム型・ガラス型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。

<主な要件>

- ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
 - ・導入規模の下限、補助上限価格
 - ・施工・導入後の運用に関するデータの提出
- 等

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業（計画策定：定額、設備等導入：2/3、3/4）

■補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間 令和7年度～

4. 事業イメージ



ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ



体育館・アーチ屋根



バスシェルター

出典：積水化学工業株式会社

お問合せ先：

環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 電話：03-3501-4031

関連する補助金について ③公共施設等への再エネ等導入支援

防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援事業



【令和7年度補正予算（案）4,000百万円（<一般分>2,000百万円、<特会分>2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・第1次国土強靭化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における対策として、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性）の向上を図る。気候変動適応計画においても、施設等の強靱化に取り組むこととされている。
- ・地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地域の脱炭素化を実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO₂設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

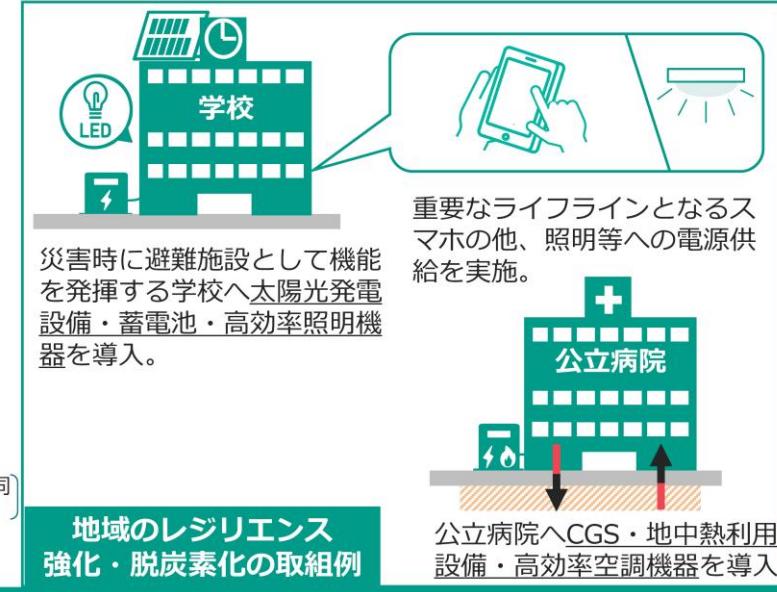
3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- 補助対象 地方公共団体 [PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共に申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可]
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

- 導入
- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO₂設備
 - ・熱利用設備 等



お問合せ先：

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233
(浄化槽について) 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

5. 質疑應答

6. 個別相談に関するご案内

個別相談について

- 本説明会以降のご質問や、事業化検討に向けての不明点などについて答える場として、個別相談を行います。
- 個別相談は、Webフォームを通じた予約制となりますので、以下の申込みURLまたはQRコードにて必要事項を入力し、お申し込みをお願いします。

個別相談期間：～2026(令和8年)3月13日まで

項目	入力事項
1	企業名
2	ご担当者氏名
3	連絡先(メールアドレス、電話番号)
4	本日(1/13)の説明会への参加有無
5	相談・質問したい内容
6	個別相談方法のご希望 (Web会議/メール・電話)
7	地域脱炭素化促進事業の検討状況

■個別相談お申込みURL
[https://forms.office.com/r/
Nqa5z9bm45?origin=lprLink](https://forms.office.com/r/Nqa5z9bm45?origin=lprLink)



ご興味のある方は
お気軽にご相談、
ご質問ください！

